

※当資料は松島委員の指摘を元に、中小企業庁が作成。

(1) 復興期～中小企業庁の設置

- 戦後、多くの中小企業が誕生したが、生産資材・資金・技術・経営管理のノウハウの不足、盲目的な投資・生産による過当競争、悪性インフレ等により大きな困難に直面した。一方、鉄鋼、電力などの重点分野に対して生産資源を集中させる傾斜生産方式が採られた結果、中小企業が主な生産主体となる織物などの産業に対して生産資源が配分されないという「中小企業問題」が発生した。
- 一方、GHQによる財閥の解体、経済力の再集中の規制のため、1947年に独占禁止法が制定され、戦前から行われてきた同業組合などの中小商工業の「組織化政策」、及び組合を介した「金融政策」を実施することが困難になっていた。
- こうした問題に対応するため、1948年中小企業庁が設置され、中小企業政策の柱として①金融政策、②組織化、③診断指導が位置づけられた。
- 第一に、金融対策として、戦前に設立された商工組合信用金庫に加え、1949年に国民金融公庫、占領終了後の1953年に中小企業金融公庫が設立されるとともに、信用補完のため、1950年に中小企業信用保険法、1953年に信用保証協会法が制定され、各都道府県の信用保証協会の体制が整備された。
- 第二に組織化については、1949年に4人以上の事業者が任意に加入し、共同事業を行う組合を定める中小企業事業協同組合法を制定した。さらに、GHQの占領政策の終了後、独禁法の適用除外等を伴う中小企業団体の組織に関する法律(団体法)が1957年に成立した。
- 第三に診断指導については、中小企業庁設立時に指導部を設置し、企業診断制度を創設した。さらに、1960年の商工会等の組織に関する法律(商工会法)の制定により、診断・指導体制が強化された。

(2) 高度成長期～中小企業基本法の制定

- 1955年以降、日本経済は高度成長期に入り、1956年に制定された機械工業振興臨時措置法を始めとする業種別の産業振興政策が推進される中、大企業と中小企業の発展速度に差が生じ、生産性・賃金・技術・資金調達面等の諸格差が顕在化した。また、1964年に予定されていたIMF8条国への移行による貿易自由化やOECD加盟による資本自由化に対して、激化する国際競争への対応を迫られるなか、大企業に比べ生産性の低い中小企業の生産性の向上が求められた。
- 一方、中小企業は自動車産業などを中心に大企業を頂点とする系列に組み込まれ、下請構造が定着化した。
- こうして顕在化した大企業と中小企業との二重構造の問題に対応するために、「産業構造を高度化し、産業の国際競争力を強化して、国民経済の均衡ある発展が必要」との認識の下、1963年に生産性・賃金・技術・資金調達面等の諸格差が是正されるように、中小企業の生産性及び取引条件が向上することを目指して中小企業基本法が制定された。
- 基本法に規定された生産性の向上については、1963年に制定された中小企業近代化促進法により、中小企業の設備の近代化・高度化を図ることが基軸の政策となった。
- また、取引条件の向上については、1956年に制定された下請代金支払遅延等防止法による下請構造の定着化に伴う取引条件の不利の補正、1966年に制定された官公需確保についての中小企業者の受注の確保にする法律(官公需法)による政府調達における中小企業の契約の促進、1970年に制定された下請中小企業振興法による中小企業への支援策等が行われた。
- なお、小規模企業については、実質的には資本の再生産能力を持たない生業的実態の企業であるため、中小企業者に対する施策を講ずる前提として経営の改善発達が必須の条件となることから、小規模企業者について別途の定義を設けると共に、小規模企業者に対し、中小企業に対する施策が円滑に実施されるように小規模企業の経営の改善発達に努めるとともに、その従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるように金融、税制その他の事項につき必要な考慮を払う旨を中小企業基本法において一章を設けて規定した。

(3) 安定成長期～中小企業基本法の改正と低成長への対応

- 我が国経済の高度成長に伴い、特に製造業の企業の資本装備率の向上などによって中小企業者の範囲を画する資本金規模と従業員規模との関係に変化が生じてきており、また、商業においても卸売業と小売業との業態面の相違などこれらを一括して定義することに対して疑問が強く出されて来た。
- これを受けて、1973年中小企業基本法の定義を改正し、中小企業者に係る製造業の資本金基準を改正(5000万円→1億円)すると共に、商業を卸売業と小売・サービス業として分けて定義することとした。(小規模企業者については変更なし。)
- 一方、1973年第一次石油危機により高度成長が終焉を迎えたが、高度成長の結果として大きく成長した企業と、特に小規模の生業や零細企業等との格差の広がり強く認識されるようになった。これに対し、小企業等経営改善資金融資制度(マル経融資)を創設するとともに、小規模企業への支援を充実するため、中小企業庁に小規模企業部を設立した。(1974年)
- また、石油危機後の不況下、中小企業の事業転換の重要性が認識され、1976年中小企業事業転換対策臨時措置法が制定され、さらに、プラザ合意後の急激な円高とこれに伴う不況への対応として、1986年に同法を改正し、中小企業の事業転換支援が強化された。

(4) バブル期以降～中小企業基本法の抜本改正

- 90年代のバブルの崩壊以降廃業率が恒常的に開業率を上回る状態になり、完全失業率の上昇が生じるなど、我が国経済は長期的に低迷し、創業や新事業創出の促進が重要な政策課題となった。
- このため、1993年に中小企業新分野進出等円滑化法、1995年に中小企業創造活動促進法が制定され、1998年には創業支援や地域の中小企業支援体制の整備等を目的とする新事業創出促進法が成立した。
- こうした流れを受けて、1999年に中小企業基本法を抜本改正し、経済的社会的制約による不利の是正から中小企業の多様で活力ある成長発展へと政策思想が転換され、中小企業政策は「経営の革新及び創出の促進」、「中小企業の経営基盤の強化」、「経済的社会的環境の変化への適応の円滑化」の3つの基本方針へ再編された。
- 具体的には、経営の革新及び創業の促進については、2005年に、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法)が制定され、中小企業の個社の取組支援に加えて、異業種での連携支援(新連携支援)も実施するなど、創業や経営革新を総合的に実施する法体系へと統合された。
- また、中小企業の経営基盤の強化については、1999年に、これまで中小企業施策の中核の一つであった診断・指導政策について、国や都道府県等が中小企業に対して上から指導を行う方式を改め、中小企業の経営資源の確保を支援する中小企業支援法を制定した。2006年には、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律が制定され、ものづくり中小企業の技術開発等への支援が強化された。
- 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化については、中小企業のセーフティネット資金繰り対策として、1998年から2001年にかけて中小企業金融安定化特別保証制度、2008年から2011年にかけて景気対応緊急保証制度が実施された。
- なお、小規模企業については、経済成長の結果、小規模企業者の従事者の生活窮乏等への社会的側面からの施策の必要性はなくなったものの(注)、小規模企業と中小企業との経営資源の確保の容易さ等の格差は依然として存在しており、施策の実施に当たっては、その特性を考慮して行うべきとの観点から、改正基本法においても、引き続き小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする事とされている。(注)中小企業基本法逐条解説より